

2025年度
関西学院大学ロースクール
C日程

一般入試（法学既修者）
開放型選抜入試（法学既修者）

刑 法 問 題

《 15:30～16:50 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【刑 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問１〕および〔設問２〕に答えなさい。

【事実１】

Xは、Aが経営する洋食店に立ち寄り、カレーライスとドリンクを注文した。そして、これらを飲食した後、Aから「１５００円いただきます」と言われ、代金を請求された。そのとき、Xは、所持金が乏しいことに気がつき、代金の支払いを免れるため、着用していたジャンパーのポケットから、携帯していた刃渡り１０センチメートルのナイフを取り出し、代金を受け取るため近づいてきたAに対し、そのナイフを用いて、Aの頭部および顔面を切りつけて、Aに加療２週間を要するけがを負わせた。Aは、その場で一時動けなくなった。Xは、同店から逃走したが、Aは、Xを追いかけることができなかった。

【事実２】

Xは、数分走って、Aが追いかけてこないことを確認した後、Bが経営する玩具店に立ち寄った。Xは、店内に展示されていたフィギュアが気に入り、これを自分のものとするため、持ち去ることを決意した。Xは、これを手にとり、品定めをするふりをしながら、Bの隙をうかがっていると、Bは、店の奥のレジカウンターに向かった。そこで、Xは、同店から逃走するため、上記フィギュアを手にとって、急いで同店の外に出ようとした。しかし、Xが不審な動きをしたことに気がついたBが、「お客さん、待って」と言って、Xを呼び止めた。「しまった、気づかれた」と思ったXは、とっさに、手に持っていた上記フィギュアを同店出入口付近の陳列台に置き、そのまま何も持たずに同店の外に出たところ、たまたま、Xの友人Yと出くわしたため、Yに、「フィギュアをとろうとしたら店主に気づかれた。つかまえられないよう一緒にやつつけてくれ」と声をかけた。Bが、上記フィギュアを持ち去られそうになったことを知り、Xをつかまえようと、ほどなく同店の外に出たとき、Yは、Xとともに、XがBにつかまえられないようにするため、何度も、Bの顔面を殴り、Bの腹部を蹴り上げるなどし、Bに加療３週間を要するけがを負わせた。Bは、その場で一時動けなくなった。Yは、Xとともに逃走した。

〔設問 1〕

【事実 1】における X の罪責について、論じなさい（住居等侵入罪および特別法違反の点は除く。）。

〔設問 2〕

【事実 2】における Y の罪責について、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

2025年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【C日程：刑法】

出題趣旨――

Xが、洋食店で飲食をした後、代金の支払を免れるため、店主Aをナイフで切りつけ、Aにけがをさせたこと、また、玩具店でフィギュアを窃取しようとした後、店主Bによる逮捕を免れるため、たまたま出くわしたYに依頼し、Yが、Xとともに、Bを殴る蹴るなどしてBにけがをさせたことについて、それぞれ、X、Yの罪責を論じるところを求める問題である。

解説

〔設問1〕

【事実1】におけるXの罪責

飲食代金の支払を免れるため、店主Aをナイフで切りつけ、Aにけがをさせたこと財産上の利益を得るため、暴行を加えて、人を傷害したとして、強盗傷人罪（240条前段〔236条2項〕）が成立する。

〔設問2〕

【事実2】におけるYの罪責

Xがフィギュアを持ち出そうとした後、Xが逮捕を免れるため、Xとともに、Bを殴る蹴るなどし、Bにけがをさせたこと

（事後）強盗傷人罪（240条前段〔238条〕）の共同正犯が成立するか。

フィギュアを持ち出そうとした窃盗犯人Xが、窃盗の機会の継続中に、逮捕を免れるため、Bに対して暴行をし、Bが傷害を負ったとき、その暴行にのみ関与したYについて、強盗傷人罪が成立するか、傷害罪が成立するにとどまるかが問題である。

事後強盗罪を、窃盗犯人が暴行・脅迫を行う身分犯と解するか、窃盗行為と暴行・脅迫行為を実行行為とする結合犯と解するかが問われ、身分犯と解するときには、窃盗犯人であってはじめて犯すことができる構成的身分犯（真正身分犯）であると解するか、窃盗犯人が犯した暴行罪・脅迫罪について刑が加重される加減的身分犯（不真正身分犯）と解するかによって、窃盗犯人という身分のないYについて、65条1項が適用されるか2項が（も）適用されるかが異なることになる。また、結合犯と解するときには、窃盗行為後に関与したYについて、承継的共犯の理論の適用を肯定するか否かにより、強盗傷人罪が成立するか、傷害罪が成立するにすぎないかの違いが生じる。

なお、事後強盗罪を構成的身分犯と解する裁判例として、大阪高判昭和62・7・17（判時1253号141頁）があり、同判決は、「共犯者2名が被告人の犯行に関与するようになったのが、窃盗が既遂に達したのちであったとしても、同人らにおいて、被告人が……マスコットを窃取した事実を知った上で、被告人と共謀の上、逮捕を免れる目的で被害者に暴行を加えて同人を負傷させたときは、窃盗犯人たる身分を有しない同人らについても、刑法65条1項、60条の適用により（事後）強盗致傷罪の共同正犯が成立」し、「（事後強盗罪を不真正身分犯と解し、身分のない共犯者に対し更に同条〔刑法65条〕2項を適用すべきであるとの見解もあるが、事後強盗罪は、暴行罪、脅迫罪に窃盗犯人たる身分が加わって刑が加重される罪ではなく、窃盗犯人たる身分を有する者が、刑法238条所定の目的をもって、人の反抗を抑圧するに足りる暴行、脅迫を行うことによってはじめて成立するものであるから、真正身分犯であって、不真正身分犯と解すべきではない。従って、身分なき者に対しても、同条2項を適用すべきではない。）」とする。ほかに、大阪地判平成11・4・22（判時1687号157頁）等がある。

一方、東京地判昭和60・3・19（判時1172号155頁）は、甲が、乙の行った窃盗の結果を認識して、窃盗にかかる金銭の取返しを防ぐため、乙と意思相通じて被害者に暴行を加え、傷害を生じさせた場合について、「事後強盗罪は、窃盗という身分を有する者が主体となる身分犯の一種であって、被告人甲はその身分がないのであるから、本件では承継的共同正犯の問題ではなく、共犯と身分の問題として把握すべきであり、……それ故、身分のない被告人甲には、刑法65条1項により強盗致傷罪の共同正犯となるものと解するが、その刑は、同法65条2項によって傷害の限度にとどまると判断するのが相当である」とした。

講評・採点実感

〔設問1〕のXの罪責については、Aに傷害を生じさせた事実を見落としたと思われる答案が一定数見られた。

また、〔設問2〕のYの罪責については、どのような問題が存在するのかを十分に把握せず、または、明らかにしないまま、論述を進めている答案が散見された。事案との関係において、犯罪論の基礎的な事項について、理解が及んでいるかを確認しながら、平素の学修を行うようつとめられたい。